

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 6 日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

偽造防災ラベルが貼付された工事用シートに関する注意喚起
(情報共有)

(公財)日本防災協会(以下「防災協会」という。)が交付しているラベルに酷似したラベル(以下「偽造防災ラベル」という。)が貼付された工事用シートについては、「偽造防災ラベルが貼付された工事用シートに関する注意喚起」(令和 5 年 3 月 29 日付け事務連絡、以下「3 月の事務連絡」という。)により周知したところです。

今般、防災協会から、3 月の事務連絡で注意喚起を行った防災対象物品である工事用シートとは異なる工事用シートについて、偽造防災ラベルが貼付され、販売されている製品があるとの報告がありました。

今回追加で報告を受けた工事用シートは、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。)第 4 条の 4 第 1 項第 1 号に定める「消防庁長官の登録を受けた者」ではない事業者により製造・販売された模造品で、一定の燃えにくい性能はあるものの、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 8 条の 3 第 1 項の政令で求める防災性能の基準に適合しない製品であることから、こうした偽造防災ラベルが貼付された模造品を使用しないよう、下記のとおり再度、注意喚起をお願いします。

なお、今回の偽造防災ラベルが貼付された工事用シートは国内の販売事業者が令和 5 年 1 月に中国から輸入し、令和 5 年 1 月～4 月末にかけ 2,802 枚販売したのですが、当該販売事業者において全数の回収が進められているところです。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消

防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

また、貴職において、本件に類似する事案を把握した場合は、引き続き、当課まで報告頂くようお願いいたします。

なお、本件について、防災協会を通じ関係団体等に対しても、この旨周知しているのので、申し添えます。

記

1 偽造防災ラベルに用いられている「消防庁登録者番号」

【 F-④⑦-1381 】

※ この消防庁登録者番号は、今回の偽造防災ラベルが貼付された工事用シートの販売事業者に対して発行された番号ではなく、この番号のみで模造品を見分けることはできないため、詳しい見分け方については2を参考にされたい。

なお、正規に発効された当該番号については令和5年6月1日付けで既に変更されていることを申し添える。

2 偽造防災ラベル・偽造品の特徴

(別紙参照)

3 偽造防災ラベルに関する相談窓口

防災協会において、偽造防災ラベル相談窓口が設けられていますので、事業者等からの相談があった場合にはご案内をお願いいたします。

<偽造防災ラベルに関する相談窓口>

(公財) 日本防災協会 管理部 近藤、石井

Tel : 03-3246-1663

消防庁予防課予防係

担 当：濱田、泉、倉田、秋吉

T E L : 03-5253-7523

Email : yobouka-y@ml.soumu.go.jp

(別紙) 工事用シートにおける偽造防災ラベルの特徴

偽造ラベル



① フレームの色

偽造ラベルのフレームは正規品に比べ色が薄い

② 裏面

偽造ラベルの裏面には粘着剤がない
(正規ラベルは裏面に縫付け時の仮止め用の粘着剤が塗布されている)

正規ラベル

